

# 会員企業 PICK UP

Member company

沼田  
支部

## (株)広島みかど

代表取締役 大田 正尚  
広島市安佐南区大塚西2丁目16番18号  
TEL. 082-849-4288 FAX. 082-849-0055  
●メールアドレス: h-mikado@diamond.broba.cc  
●HP: https://h-mikado.com

**事業内容** 建設業(交通安全施設全般 設計・施工・販売)

当社は、昭和55年11月に設立以来、交通安全施設工のエキスパートとして、安全・安心な生活環境を守るお手伝いをしてきました。主に、道路標示(道路の白線等)・道路標識・防護柵・カーブミラーなどの交通安全にかかわる施設の設置で数多くの実績を残してきました。「広島の未来を守るしごと」をモットーに、今後も未来を見据え、技術の向上と企業改革を行い、常に社会が求める企業であり続けるよう努力していきます。



祇園  
支部

## (有)竹永建材店

代表取締役 竹永 浩二  
広島市安佐南区西原6丁目33-17  
TEL. 082-874-2635 FAX. 082-874-2795  
●メールアドレス: takenagakenzai@nifty.com  
●Instagram: @takenagakenzai

**事業内容** 左官・土木資材・生コン・タイルその他建築材料販売

おかげさまで今年創業62周年を迎えることができました。弊社は主に各種材料・工具・金物等の販売を手がけております。ダンプ、ユニック車、軽トラ等、様々な条件の配送に対応可能です。建築・土木関係の方はもちろん、各学校様、個人様のDIY等幅広い業種の方々のお役に立ちたいとの思いで努めています。InstagramやLINE等のSNSの活用により、お客様のニーズに迅速に対応できるよう心がけています。



高陽  
支部

## (株)イーブン

代表取締役 今畑 昭治  
広島市安佐北区狩留家町2313-3  
TEL. 082-215-0869 FAX. 082-215-5028  
●メールアドレス: evencafe@fch.ne.jp

**事業内容** 自動車販売業

このたび広島北法入会に入会しました株式会社イーブンの今畑です。弊社は狩留家町にて自動車販売業を行っておりスズキ車の新車を販売しております。認証工場も備えており、昨年末に会社を作ったばかりですが地域の皆様に喜んでいただけるお店を創っていきます。

また以前から中古車販売、钣金、レッカーサービス、自動車保険など取り扱っておりますので、お車のことならお気軽にお問い合わせください。



佐東  
支部

## (株)広島アグリシステム

代表取締役社長 岡田 太郎  
広島市安佐北区白木町三田3516-1  
TEL. 082-829-1501 FAX. 082-829-1502  
●メールアドレス: taro@h-agri.co.jp  
●HP: http://www.hiroshima-agrisystem.jp

**事業内容** 農業施設・農業資材の設計施工

弊社は、広島市安佐北区を拠点とし、農業施設を中心として農業資材及び関連資材の販売を行っています。

弊社のモットーは、誠意を持った対応、地域密着型の営業を行うことであり、農作業の省力化、効率アップを求め、増産増収を目的とした設計施工を行っています。

又、出荷資材にも力を入れ、特に野菜袋詰機「風太」は弊社のオリジナル商品で、全国に販売をしております。

社員全員が常に新鮮さを求め、新しい技術を取り入れた提案を行い、皆さんの笑顔と明るい未来のある農業を目指して日々邁進していきます。



# わたしたち地元企業にお任せください!!

北広島町  
支部

## (株)南原組

代表取締役 南原 章彦  
広島県山県郡北広島町阿坂11843-4  
TEL. 0826-84-1041 FAX. 0826-84-1205  
●メールアドレス: nanbara@dear.ne.jp

### 事業内容 土木工事業

スポーツ、地域イベント、神楽の盛んな北広島町に会社があります株式会社南原組は、公共工事・民間工事等地域社会皆様に支えられ今に至ります。

先代より長きに渡り培ってきた技術力・提案力・施工力を活かし皆様が満足する仕上がりをご約束します。

日々の生活の中でお困りの際はご相談ください。皆様の力になります。



安佐  
支部

## (株)鈴張建設

代表取締役 篠 浩二  
広島市安佐北区安佐町鈴張下中祖1882-1  
TEL. 082-835-1177 FAX. 082-835-1177  
●メールアドレス: suzuken@dear.ne.jp

### 事業内容 土木・建築・基礎・外構工事等一式

弊社は昭和57年に創業し、まもなく42周年を迎えます。

ひとえに地域の皆様に支えて頂いたお陰と感謝申し上げます。

土木という一見縁遠いように感じられるかもしれませんが、玄関の土間やガレージの新設、庭先のフェンス等、家周りでも活躍する業種です。造成や家の基礎造り等大きな工事から、庭先の段差をスロープに変えるなど小さな工事まで様々な場面でお役に立てます。

どうぞ小さな事でもお気軽にご相談下さい。



安古市  
支部

## 猫本商事(株)

代表取締役 佐藤 典子  
広島市安佐南区古市1丁目7番37号  
TEL. 082-877-1485 FAX. 082-876-0711  
●メールアドレス: nekomotoshoji@nekomoto-gas.com  
●HP: https://nekomoto-gas.com/

### 事業内容 ・LPガス供給及びガス設備の保安管理 ・各種ガス機器設置販売・ガス管、設備工事/電気事業

弊社猫本商事株式会社は、LPガスの配送から供給、ガス器具の販売、配管工事等、LPガスに関わる全般業務について実施しています。

中小のLPガス業界では一部をアウトソースする企業が多い中、弊社はすべて内製で行っております。それにより経費を抑え、お客様に少しでも安い料金でガスをご使用して頂けるように、またお客様に選ばれる会社になれるように日々企業努力しております。



安芸太田  
支部

## エディオンファミリーショップ エディオン加計店

代表取締役 佐々木 知之  
広島県山県郡安芸太田町加計3269-1  
TEL. 0826-22-1171 FAX. 0826-22-2014  
●メールアドレス: edionkake@gmail.com

### 事業内容 家電製品 修理・販売

当社はエディオンのフランチャイズ店として、5年前に前の店主から引き継ぎ、地域密着型の量販店を目指しております。家電製品はもちろんリフォーム、地元の企業と協力して高齢化社会に対応できる企業として頑張っていきたいと思っております。今春から加計本通りから加計ショッピングセンターに移転しました。どんなことでもお気軽にご相談ください。



可部  
支部

## (株)MYRIZ 〈みらい〉

代表取締役 奥田 正倫  
広島市安佐北区可部4丁目4-23 可部ビル103  
TEL. 082-819-3016 FAX. 082-819-3017  
●メールアドレス: info@myriz.co.jp

### 事業内容 損害保険・生命保険 保険代理業

法人会の福利厚生制度推進代理店 (株)MYRIZ 〈みらい〉です。損害保険・生命保険の保険代理店で、主に企業向けの保険を得意としています。

法律の改正や環境の変化などにより、企業のリスクは絶えず変化していきます。万が一の際でも、ご契約の会社が継続していく為には何が必要なのかを考え、日々試行錯誤しています。

悩んだ時はぜひプロに任せてください。

【取扱保険会社】

AIG損保・大同生命・アフラック・三井住友海上



# 広島北税務署からのお知らせ

令和6年1月から

電子取引データは **電子データのまま保存する必要があります**

## 対象となる方は？

申告所得税・法人税に関して帳簿・書類の保存義務がある方すべてが対象となります。

## どのような場合にデータの保存が必要なの？

請求書・領収書・見積書・契約書などのように、紙でやり取りしていたら保存する必要があるものを、**電子データでやり取りした場合**です。

- ※ 受け取った場合だけでなく、送った場合にも保存する必要があります。
- ※ あくまでデータでやり取りしたものが対象であり、紙でやり取りしたものをデータ化しなければならないわけではありません。

## 保存方法は？

電子データでやり取りした請求書・領収書・見積書・契約書などを、**電子データのまま保存**する必要があります。

- ※ 改ざん防止のための措置をとる必要があります。
- ※ ディスプレイやプリンタ等を備え付ける必要があります。
- ※ 「日付・金額・取引先」で検索できる必要があります。
- ※ 保存するファイル形式は問いませんので、PDFに変換したものや、スクリーンショットでも問題ありません。

電子取引データをルールに従って保存できているか、確認するためのフロー図を裏面に掲載しています。

## もっとくわしく知りたいときは？

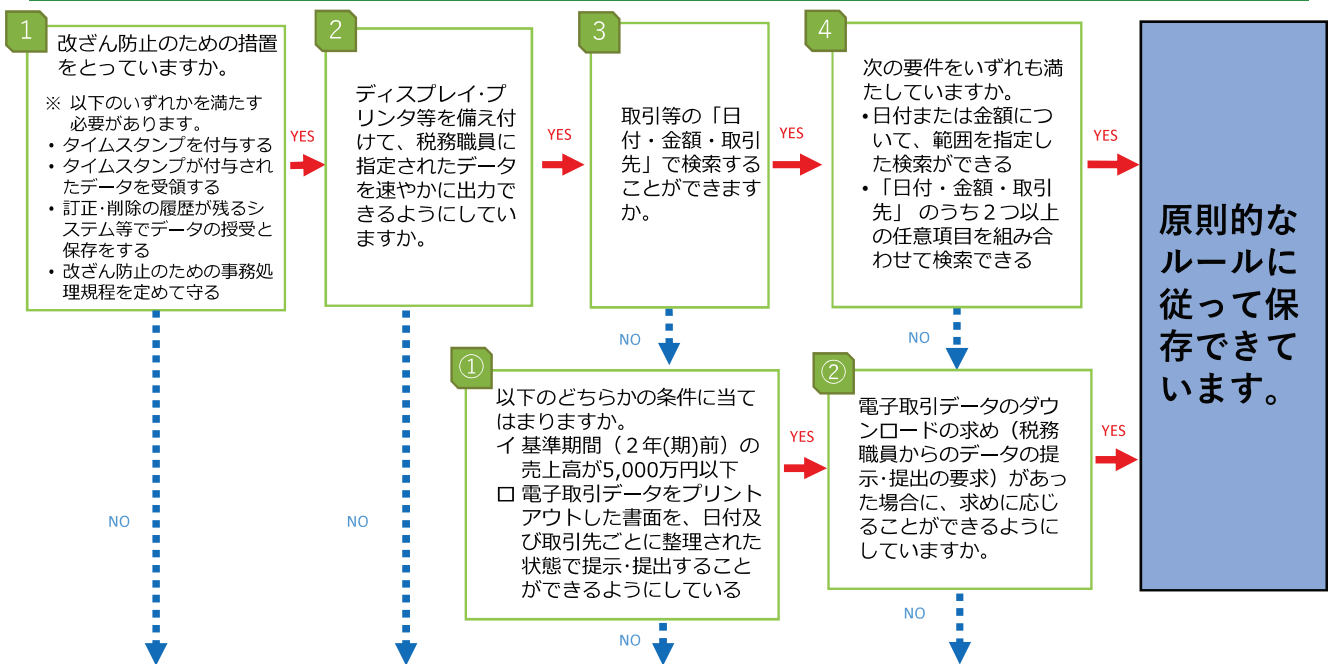
電子帳簿保存法の取扱通達・Q&A・説明動画や各制度のポイントがわかるパンフレットなどを国税庁ホームページの「[電子帳簿等保存制度特設サイト](#)」に掲載しています。

こちらから特設サイトにアクセスできます



# 電子取引データをルールに従って保存できていますか？

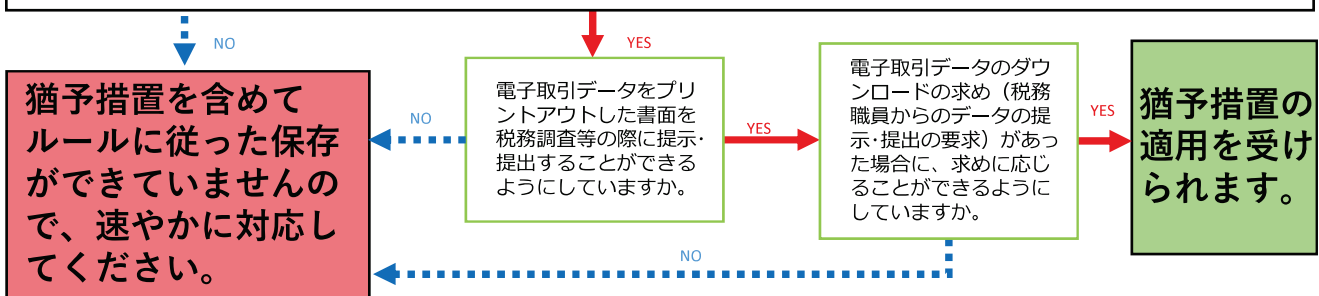
【令和6年1月1日以後にやり取りする電子取引データ用】



## 猶予措置の対象となるかご確認ください。

上記1～4（①・②を含みます。）の対応ができなかったことについて、相当の理由がありますか（※）。

※ 例えば、システム等の整備が間に合わない場合など、原則的なルールに従って電子取引データの保存を行うための環境が整っていない事情がある場合が該当します。ただし、システム等の整備が整っていて原則的なルールに従って電子取引データの保存ができるにもかかわらず、資金繰りや人手不足等の特段の事情がなく、電子取引データをルールに従って保存していない場合には、相当の理由があるとは認められませんので、猶予措置の適用は受けられません。



## 優良な電子帳簿の導入もご検討ください

※令和6年1月1日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用されます。

①から③までの帳簿について、電子帳簿として保存するための要件に加えて、【(1)訂正削除履歴の保存、(2)帳簿間の相互関連性、(3)日付・金額・相手方による検索機能】の3要件をすべて備えて保存している場合には、後からその電子帳簿に関連する過少申告が判明しても過少申告加算税の割合が原則10%※から5%に軽減されます（あらかじめ届出書を提出している必要があります。）。

- ① 仕訳帳 ② 総勘定元帳
- ③ その他必要な帳簿（売上帳、仕入帳、売掛帳、買掛帳など一定の記載事項に係るものに限定）

※ 「50万円」と「期限内申告税額」のいずれか多い金額を超える部分の割合は15%から10%に、調査通知後、かつ、調査による更正を予知してされたものでない場合には、5%から0%（「50万円」と「期限内申告税額」のいずれか多い金額を超える部分の割合は10%から5%）になります。

自動計算  
自動入力  
自宅から

# 確定申告は スマホからできます！



## step 1 「確定申告書等作成コーナー」へアクセス

作成コーナー



### ▶ 対応ブラウザを確認

iPhoneの方

Androidの方

Safari

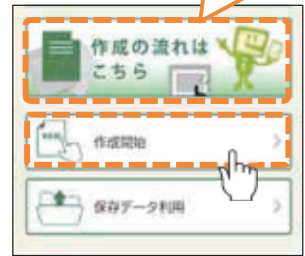


Chrome

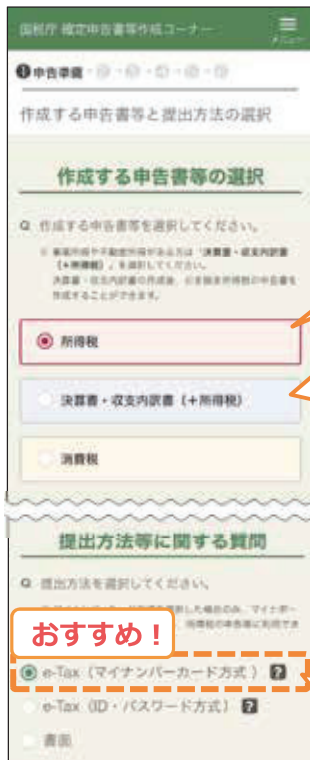


※上記以外のブラウザでアクセスすると、エラーが表示されて次の画面へ進むことができませんので、ご注意ください

作成前に申告書作成の流れを確認！



## step 2 提出方法の選択



所得税の確定申告書を作成される方はこちらから

所得税の確定申告書を作成するに当たり、併せて青色申告決算書・収支内訳書を作成する方はこちらから（事業所得や不動産所得がある方など）

**おすすめ！**

・マイナンバーカード  
・市区町村等の窓口で設定したパスワード  
をご用意ください

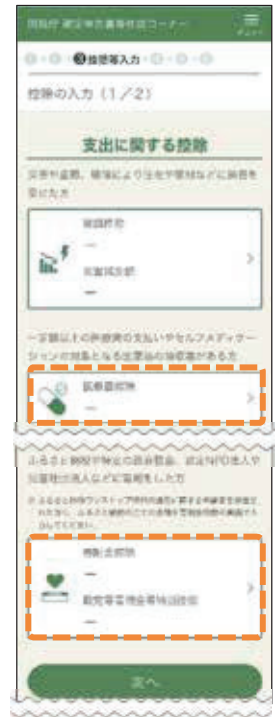
⚠️ 「ID・パスワード方式」を選択された方へ  
ID・パスワード方式は暫定的な対応ですので、お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします

## step 3 収入・控除等の入力

▶ 画面の案内に沿って該当項目に入力します

収入等の入力

控除等の入力

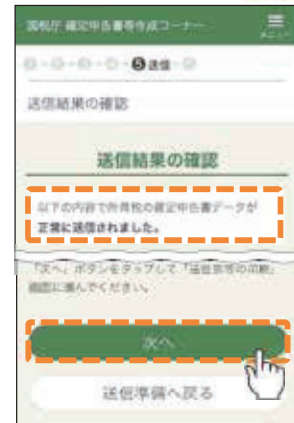
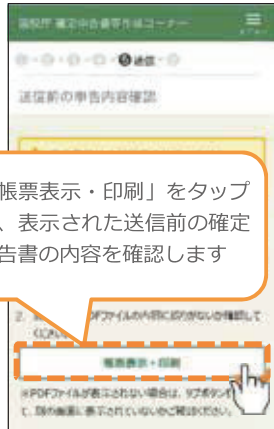


「ここまでの入力内容を保存」からデータ保存ができます  
→再開する場合は、step 1の画面で「保存データ利用」を選択してください



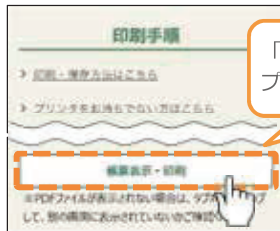
国税庁 法人番号7000012050002

## step 4 申告内容の事前確認・送信



## step 5 申告書を送信した後の作業・申告書データの保存

### ● 申告書の控（帳票PDF）の保存



保存・確認方法の詳細はこちらから



iPhoneの方

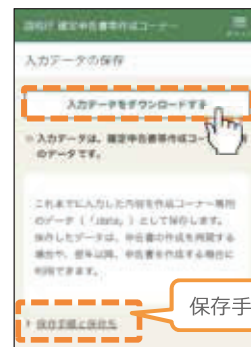
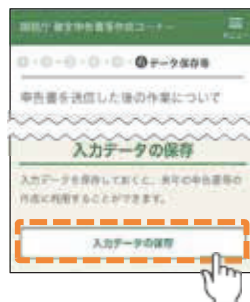


Androidの方

### ● 入力した申告書データ（.data）の保存

#### 保存データの活用

申告書データを保存しておくと、来年以降の申告書作成の際に利用することができます



### ◎ 動画で見る確定申告

申告書の作成方法などを動画でご案内！



- ・ 医療費控除
- ・ マイナンバーカードを利用したe-Tax

など

確定申告 動画



### ◎ チャットボット

ご質問を入力いただければ、AIを活用した「税務職員ふたば」が回答！



税務職員ふたば

・ ご利用には別途通信料がかかります。  
 ・ このチラシには開発中の画面が含まれておりますので、実際の画面と異なる場合があります。  
 ・ iPhone、Safariの名称及びロゴは、米国及び他の国々で登録されたApple Inc.の商標です。iPhoneの商標は、アイホン株式会社のライセンスに基づき使用されています。  
 ・ Android、Google Chromeの名称及びロゴは、Google LLCの商標または登録商標です。